

○宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター客員教授選考規程

〔 平成 28 年 4 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター規程第 11 条第 2 項に定める宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター客員教授（以下「客員教授」という。）の選考については、宮崎大学客員教授等選考規程及びこの規程の定めるところによる。

(選考)

第 2 条 客員教授の選考は、センター運営委員会が教育学部教授会に推薦し、同教授会の議に基づき、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。